

令和3年度八幡浜地区施設事務組合消防本部
甲種防火管理再講習実施要領

1 講習の目的

消防法施行令第4条の2の2第1項第1号に該当して、甲種防火管理再講習の受講が必要となる防火対象物の防火管理者に付与すること。

2 講習日時及び場所

日 時 令和3年8月6日（金）
9時00分から11時30分まで
場 所 八幡浜市保内町宮内1番耕地127番地
八幡浜市中央公民館保内別館 2階大会議室

3 講習内容及び時間

講習時間		講習内容
8/6 (金)	9時00分から 9時10分まで	開講式・主催者挨拶
	9時10分から10時10分まで	防火管理に関する法令の改正の概要に関すること（おおむね過去5年間）
	10時20分から11時20分まで	火災事例等の研究に関すること
	11時20分から11時30分まで	閉講式・修了証交付

4 受講申込み

受講希望者は、別添受講申込書により、令和3年6月14日（月）から7月16日（金）までに八幡浜地区消防本部予防課、又は各分署に申し込みをしてください。メール及びファックスによる申し込みの場合は受講申込書の記入要領に記載のメールアドレス、ファックス番号宛に送信してください。消防本部予防課での受付は土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。なお、定員60名になり次第、受付を締め切ります。

◆ 甲種防火管理新規講習修了証又は甲種防火管理再講習修了証の写しを添付してください。

5 修了証の交付

講習の全課程を修了した者に、修了証を交付します。

6 受講料

受講料は無料です。ただし、テキスト代1,400円が必要です。受講当日に受付で集金しますので、必ずおつりのいらないようにお願いします。

7 その他

- (1) 受講者は、所定の時刻までに身分証明書（各種免許証等）を提示し、指定の席に着席してください。
- (2) 駐車場には限りがありますので、乗り合わせていただくようお願いします。
- (3) 受講者の安全確保のために受講日に平熱比1度超過の方、息苦しさ・強い倦怠感、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方、新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方、マスクを着用されていない方は受講できませんのでご注意ください。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の流行状況によって延期又は中止となる場合があります。その場合は当消防本部ホームページにて掲載いたします。ホームページの閲覧できない方は電話にてお問い合わせください。

※ 問合せ先

八幡浜地区施設事務組合

消防本部予防課	23-0119	第一分署	53-0311
第二分署	36-3119	第三分署	33-3349

※ 郵送の場合（7月16日（金）必着）

受講申込書を封入し、下記へ送付してください。

〒796-0010 八幡浜市松柏丙796番地
八幡浜地区施設事務組合消防本部予防課

・会場および駐車場位置図

